



備えの種をまこう。

令和2年度 NOSAI ガイド



農業は 緑 土 水 を守り

豊かな食料を供給する産業です

わたくしたちNOSAIは

みずからの知と技を磨き

信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め

日本農業の発展と

うるおいのある社会づくりに貢献します

目次

農業保険制度の概要	1
NOSAI広島を運営をサポートする組織	3
共済委員の役割	3
NOSAI広島が実施する事業・実施する受託事業	4
農業共済事業の概要	5
農業共済用語早わかり	5
危険段階別共済掛金率を設定	5
農作物共済	6
家畜共済	8
果樹共済	10
畑作物共済	12
園芸施設共済	14
建物共済	16
農機具共済	18
収入保険事業の概要	20
収入保険Q&A・加入者の声	23
損害防止事業	24
NOSAIのコンプライアンス	24
情報ネットワーク	25

農業保険制度の概要

農業保険制度は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補てんする農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動、その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する収入保険事業を行うことにより、農業の健全な発展に資することを目的としています。

農業共済制度とは

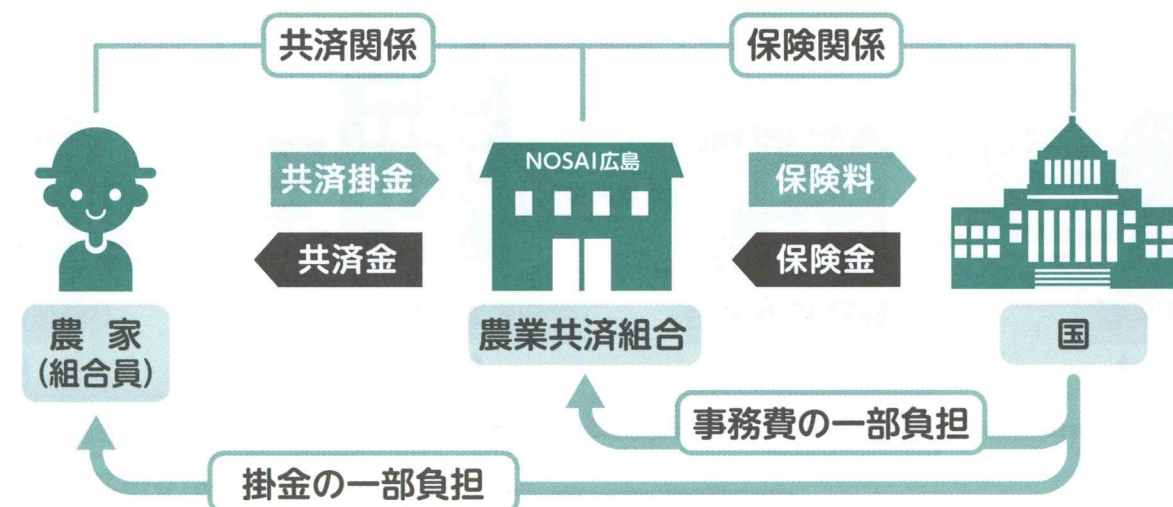
品目ごとに、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする制度です。農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るといふ、農家の相互扶助を基本とした「共済保険」です。

【特徴】

- ① 全ての都道府県で事業を実施しています。
- ② 共済掛金に国の補助があります。(概ね50%)
- ③ 農業共済組合(NOSAI)と国は保険関係で結ばれ、大災害時にも共済金の支払いができる仕組みになっています。
- ④ NOSAIが制度を運営するための主な経費には、国の財政負担があります。

農業共済制度の運営組織

事業運営は危険分散を図るため、「NOSAI」と「国」による二段階制で責任分担しています。



収入保険制度とは

青色申告を行っている農業者を対象とし、自然災害だけではなく価格低下等による収入減少を広く補てんする制度です。

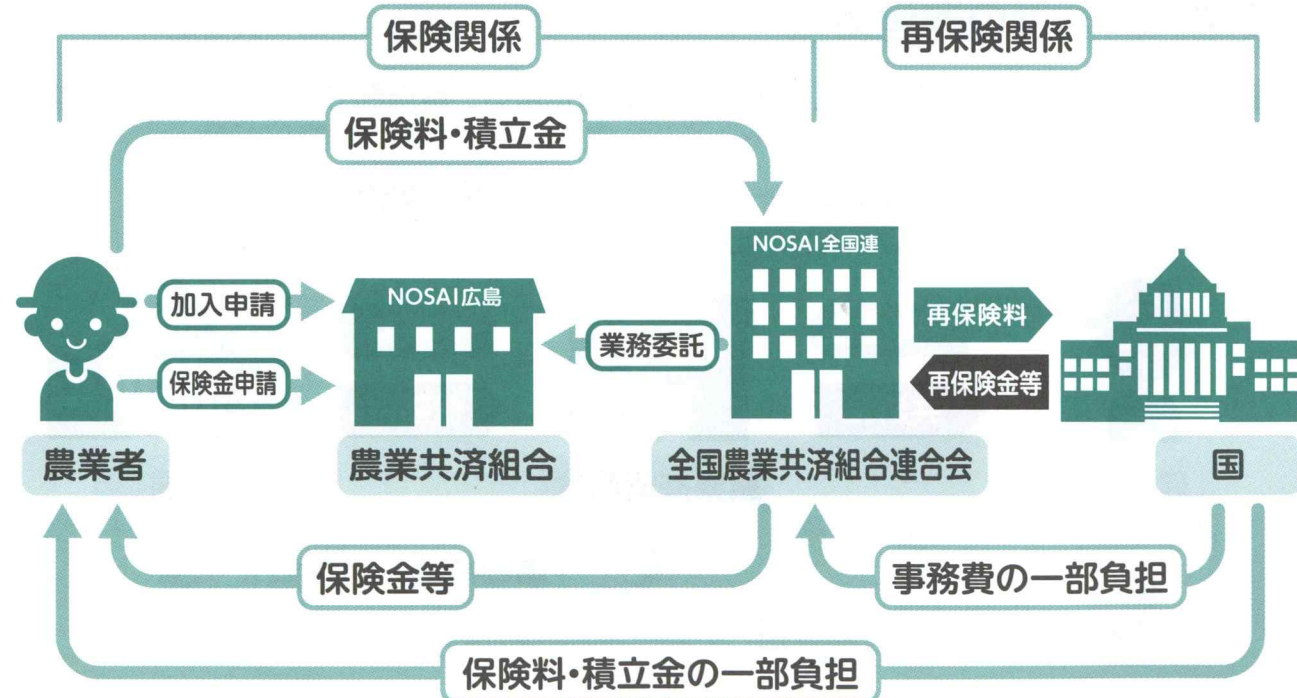
基本的に品目の限定がなく、基準収入の8割以上が確保できることから、安心経営はもちろん、新しい品目の導入や販路の拡大にも取り組みやすくなる「チャレンジする農業者を支援する保険」です。

【特徴】

- ①全ての都道府県で事業を行っています。
- ②保険料と積立金に国の補助があります。(保険料50%、積立金75%)
- ③全国のエリアをカバーする「全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)」が実施し、国が再保険をします。窓口は各県のNOSAIが担当します。
- ④損害の発生から保険金等の支払いまでの間の資金繰りに対応するため、無利子によるつなぎ融資を実施します。

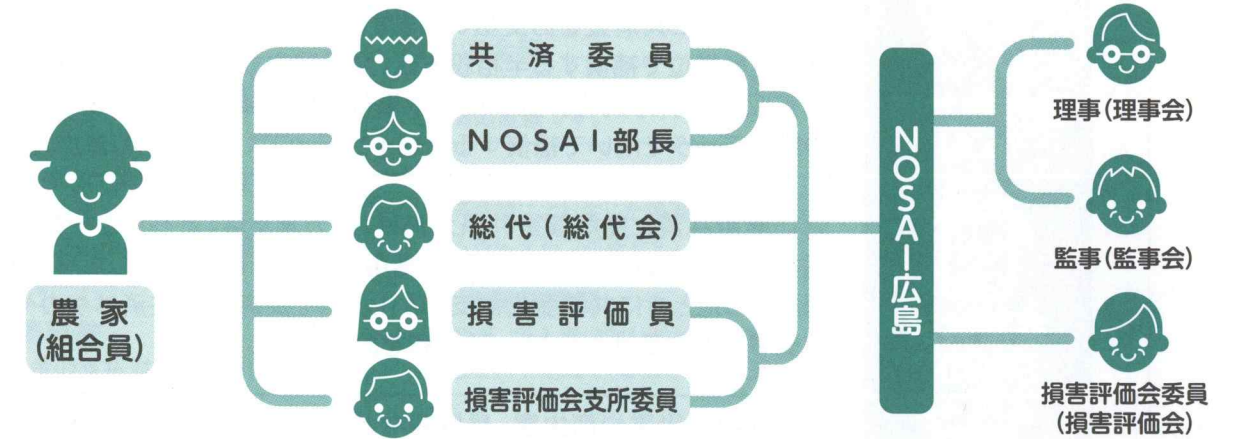
収入保険制度の運営組織

事業運営は危険分散を図るため、「NOSAI全国連」と「国」による二段階制で責任分担しています。



NOSAI広島の運営をサポートする組織

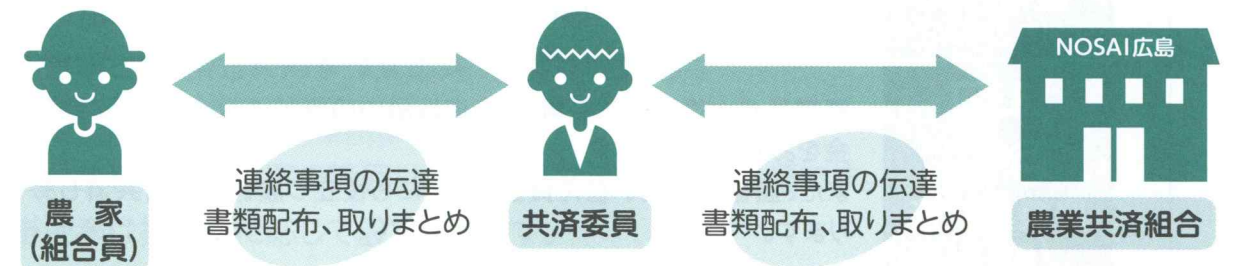
NOSAI広島は多くの皆様によって運営されています。



共済委員	集落ごとに委嘱され、制度の普及や事業の推進への協力など、農家(組合員)の皆様の窓口として、農家(組合員)とNOSAIを結ぶ重要な役割を担っていただいています。
NOSAI部長	共済委員の推薦により選出され、共済委員と組合を結ぶパイプ役として、農業共済事業の普及推進を担っていただいています。
総代	農家(組合員)の代表です。組合の意思決定機関である総代会で、事業計画や予算など組合運営の方向を決める大切な役割を担っていただいています。
損害評価員	災害が発生した場合に、被害耕地での損害評価や農家(組合員)へ損害防止のための指導・助言などに協力していただいています。
損害評価会支所委員 損害評価会委員	抜取調査により、地区ごとの損害評価の均衡を図る他、損害の額(評価高)及び災害発生にかかる損害防止や共済事故の認定について調査審議していただいています。
理事・監事	理事は、組合の執行機関としての役割を担っています。 監事は、組合の業務の執行状況や財産状況を監査します。

共済委員の役割

- 農家(組合員)と組合をつなぎ、補償の充実に直接協力していただいています。
- 組合の事業規程で設置が定められ、組合長が理事会の承認を得て委嘱します。NOSAI広島では、約6,500の方に共済委員として協力をいただいています。



共済委員の皆様をお願いする主な内容

- 組合広報紙の配布
- 農業共済事業への加入の取りまとめなど
 - ▶地域によって取りまとめ方法は異なります。
- 制度普及への協力
- その他、日常の業務に関する農家(組合員)と組合間の連絡

NOSAI広島が実施する事業

農業共済制度



農作物共済 (p.6)

水稻、麦が自然災害や病虫害、鳥獣害などの被害により収穫量が減少したときに共済金をお支払いします。耕地ごとで補償する一筆方式と農家単位で補償する半相殺方式、全相殺方式、品質方式(水稻)、災害収入共済方式(麦)並びに農家単位で統計単位地域(市町)ごとの統計データを用いて補償する地域インデックス方式があります。



家畜共済 (p.8)

死亡廃用共済と疾病傷害共済があり、両方または、どちらか一方を選択して加入いただけます。死亡廃用共済は家畜が死亡したり、廃用になったときに共済金をお支払いします。疾病傷害共済はケガや病気で診療を受けたときに、診療費をお支払いします。



果樹共済 (p.10)

果実が自然災害や病虫害、鳥獣害などの被害により収穫量が減少したときに共済金をお支払いします。収穫共済は、農家単位で補償する半相殺方式、樹園地ごとで補償する樹園地方式、出荷資料等を基に補償額を算出する災害収入共済方式、農家単位で統計単位地域(県)ごとの統計データを用いて補償する地域インデックス方式があります。樹体共済は、樹体の損害を補償します。



畑作物共済 (p.12)

大豆が自然災害や病虫害、鳥獣害などの被害により収穫量が減少したときに共済金をお支払いします。耕地ごとで補償する一筆方式と農家単位で補償する半相殺方式、全相殺方式並びに農家単位で統計単位地域(市町)ごとの統計データを用いて補償する地域インデックス方式があります。



園芸施設共済 (p.14)

プラスチックハウスやガラス室などの施設が自然災害や鳥獣害などで被害を受けたときに共済金をお支払いします。施設本体のほかに附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用も併せて加入できます。



建物共済 (p.16)

住宅をはじめ納屋・畜舎などの建物と、その中に収容されている家具類の損害に対して共済金をお支払いします。火災などを支払対象とする火災共済と、火災などに加え自然災害も支払対象とする総合共済があります。



農機具共済 (p.18)

農機具が火災や自然災害、さらに稼働中の事故に遭ったときに共済金をお支払いします。また、農機具の買い替え資金づくりにも役立つ農機具更新共済もあります。

NOSAI広島が実施する受託事業

収入保険制度



収入保険 (p.20)

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を対象にした保険です。原則として全ての農業経営品目を対象に、自然災害による収量減少や、価格低下も含めた収入減少を補てんします。

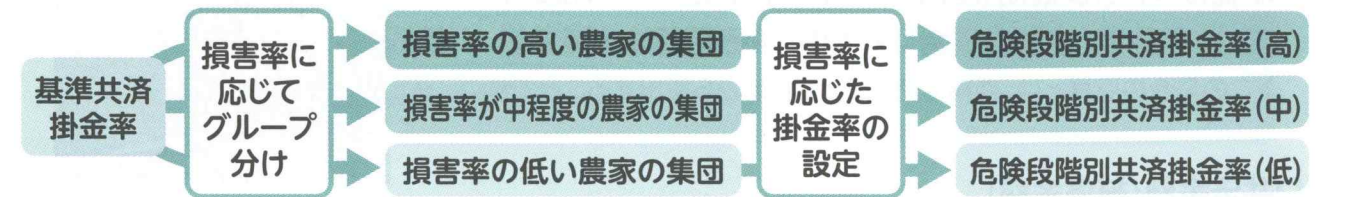
農業共済事業の概要

農業共済用語早わかり

- 共済関係**
 加入することにより生ずる権利や義務の関係です。
 - 農家の権利
一定の約束で共済金を受取る権利
 - 農家の義務
掛金の支払い、通常の肥培管理、損害通知などを行う義務
- 共済金額**
 契約金額のことです。共済金の支払最高限度額です。
- 共済金**
 共済事故により生じた損害に対して、加入者に支払うお金です。
- 共済責任期間**
 組合が、加入者に対し共済金の支払責任を持つ期間で、事業ごとに決まっています。
- 共済価額**
 加入するものの価値で、共済事故が発生して、加入者が被ることのある被害の最高額を示すものです。
- 共済価額**
 加入するものの価値で、共済事故が発生して、加入者が被ることのある被害の最高額を示すものです。
- 基準収量**
 いわゆる「平年収量」のことです。共済金額や減収量を計算するときの基礎となります。
- 引受収量**
 組合が、共済金の支払責任を持つ収量です。
- 共済減収量**
 実際の減収量のうち、共済金の支払対象となる減収量です。引受収量から実(見込)収量を引いたものです。
- 損害評価**
 農作物・果樹・畑作物共済等で加入しているものに共済事故が発生した場合に、損害の量や額を把握し、共済金の額を算出します。
 ※事業ごとに損害評価の方法は異なります。

危険段階別共済掛金率を設定

全ての農業共済事業(建物共済・農機具共済を除く)で、農家(組合員)ごとに共済金の支払状況に応じて掛金率が変わる危険段階別共済掛金率を設定しています。これにより、支払いが少ない農家はより安い掛金で加入することができます。



農家(組合員)ごとに損害率を算出

- 共済関係ごとに適用する危険段階区分は、農家ごとに過去20年間(家畜共済は10年間)の損害率の平均から決定されます。
- 損害率とは、掛金に対する支払共済金の割合です。

$$\text{損害率} = \frac{\text{支払共済金}}{\text{掛金}}$$
- 区分する平均損害率の範囲は5%(家畜共済は10%)の幅です。
- 掛金率は損害率に応じて設定されます。

支払いがなければ区分が下がります

- 共済金の支払いがなく、危険段階区分が下がれば、掛金率は下がります。逆に支払いが多くなれば、区分が上がり、掛金率は高くなります。

危険段階の区分は毎年判定されます

適用する危険段階区分は、農家の直近20年間の平均損害率(直近のウェイトを高め加重平均による算出)で毎年判定します。

農作物共済

◎加入できる農家

広島県内に住所を有し、水稻及び麦の耕作面積の合計が10a以上の農家

◎対象となる災害

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害

▶ 肥培管理不足による減収は、対象になりません。

▶ 品質方式(水稻)及び災害収入共済方式(麦)は、上記の災害による減収または品質の低下で生じた生産金額の減少を補償します。

◎引受方式

引受方式は、耕地ごとで補償する一筆方式、農家単位で補償する半相殺方式、全相殺方式、品質方式(水稻)、災害収入共済方式(麦)並びに農家単位で統計単位地域(市町)ごとの統計データを用いて補償する地域インデックス方式があります。

なお、一筆方式については、令和3年産までの実施となります。また、全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式については、一定の加入要件があります。

◎共済責任期間(補償期間)

水稻は、本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫までです。

麦は、発芽期(移植の場合は移植期)から収穫までです。

▶ この場合の収穫とは、適期に刈り取って耕地から搬出することです。



◎共済金額(補償金額)

被害を受けた農家に支払う最高限度額のこと、引受方式ごとに定められています。補償割合は農家が選択できます。

●一筆方式

耕地ごとの基準収穫量の合計×補償割合(7・6・5割で選択)×単位当たり共済金額

●半相殺方式

農家ごとの基準収穫量×補償割合(8・7・6割で選択)×単位当たり共済金額

●全相殺方式

農家ごとの基準収穫量×補償割合(9・8・7割で選択)×単位当たり共済金額

●品質方式・災害収入共済方式

農家ごとの基準生産金額×補償割合(9・8・7割で選択)

●地域インデックス方式

農家ごと及び統計単位地域ごとの基準収穫量の合計(基準単収×耕作面積)×補償割合(9・8・7割で選択)×単位当たり共済金額

○一筆方式以外の方式では、一筆半損特例の特約を付けることで耕地ごとの補償を受けることができます。「一筆半損特例特約」は収穫量が5割以上の減少であると認められた耕地について、5割の減収とみなして共済金をお支払いするものです。

◎共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

▶ 掛金の50%を国が負担します。

▶ 農家ごとの被害(共済金の支払い)状況に応じて、掛金率の高低を段階的に設定する危険段階別共済掛金率を導入しています。

◎共済金(補償金)

●一筆方式

被害耕地ごとの減収量が、基準収穫量の3・4・5割(選択された補償割合に対応)を超える被害がある場合に、共済金をお支払いします。

●半相殺方式

農家ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2・3・4割(選択された補償割合に対応)を超えた場合に、共済金をお支払いします。

●全相殺方式

農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫量の1・2・3割(選択された補償割合に対応)を超えた場合に、共済金をお支払いします。

●品質方式・災害収入共済方式

農家ごとに減収または品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の9・8・7割(選択された補償割合に対応)に達しない場合に、共済金をお支払いします。

●地域インデックス方式

農家ごとに、統計単位地域ごとの収穫量が基準収穫量の1・2・3割(選択された補償割合に対応)を超えて減少した場合に、共済金をお支払いします。

共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

▶ 共済減収量 = 引受収量 - 収穫量

◎損害評価

損害評価はそれぞれ次の通り行います。また、被害申告をしなければ損害評価はできませんので、被害の申告は必ずしてください。

●一筆方式・半相殺方式

損害評価員等が現地で収穫量を調査します。

▶ 現地調査は通常収穫時期に行います。

●全相殺方式・品質方式・災害収入共済方式

ライスセンター等の搬入資料、青色申告資料等から収穫量を調査します。

●地域インデックス方式

統計データから収穫量を調査します。

◎共済金が支払われない場合

事実と異なる通知をしたときや、被害発生時に組合への通知を怠り、損害評価前に刈り取ってしまったとき等は共済金の支払対象にならない場合があります。

また、通常すべき栽培管理や防除がされていないものは、損害として認められない場合(分割評価)があります。

家畜共済

◎加入できる農家

広島県内に住所を有し、牛、馬、豚のいずれかについて養畜の業務を営む農家

◎対象となる家畜

家畜共済には「死亡廃用共済」と「疾病傷害共済」があり、それぞれ次の単位で加入できます。(加入の単位ごとに全頭加入です)

なお、出生後第5月の月の末日を経過しない牛及び牛の胎児は加入が選択できます。

●死亡廃用共済

- 搾乳牛：満24月齢以上の乳牛の雌で搾乳を目的に飼養されるもの
 - 育成乳牛：満24月齢未満の乳牛の雌及び乳用種の胎児
 - 繁殖用雌牛：満24月齢以上の肉用牛の雌で繁殖を目的に飼養されるもの
 - 育成・肥育牛：搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、種雄牛のいずれでもない牛及び乳用種でない胎児
 - 種雄牛：12歳以下の牛で種畜証明書の交付を受けているもの
 - 種豚：出生後第5月の月の末日を経過した豚で繁殖を目的に飼養されるもの
 - 肉豚：出生後第20日の日(離乳していない場合は離乳した日)に達した豚*
- ※群単位肉豚は出生後第8月の月の末日を経過しないものに限りです。

●疾病傷害共済

- 乳用牛：乳牛の雌
- 肉用牛：乳牛の雌、種雄牛以外の牛
- 種雄牛：12歳以下の牛で種畜証明書の交付を受けているもの
- 種豚：出生後第5月の月の末日を経過した豚で繁殖を目的に飼養されるもの

この他、死亡廃用共済では繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種雄馬、疾病傷害共済では一般馬、種雄馬が加入できます。

◎対象となる事故

●死亡廃用共済

肉豚を除く家畜の死亡及び廃用*、肉豚の死亡を補償します。一定の基準に適合する場合、対象となる事故の一部を除外することができます。(群単位肉豚及び個別共済を除く)
なお、牛の胎児は授精または受精卵移植の日から240日を経過したものに限りです。
※国の定めた基準によって事故として扱うと畜。

●疾病傷害共済

疾病及び傷害に係る診療費を補償します。

◎共済責任期間(補償期間)

特定の期間を定めた場合を除き、共済掛金納入日の翌日から1年間です。ただし、継続加入の場合は共済掛金期間満了日の翌日から1年間です。

◎共済金額(補償金額)

共済金額は補償の限度額です。個体評価額の合計と選択された補償割合に基づいて加入の単位ごとに計算します。

●死亡廃用共済

共済金額は、個体評価額の合計*の2割(肉豚は4割)から8割の範囲で選択できます。事故が発生した場合には、この選択割合で共済金を計算します。

※群単位肉豚では飼養区分ごとの個体評価額の合計

●疾病傷害共済

共済金額は個体評価額の合計(頭数×50万円が限度)に国が定める限度率を乗じた額を上限に選択できます。事故が発生した場合には、共済金額を限度に補償します。

◎共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

- ▶掛金には最大で牛と馬は50%、豚は40%の国庫負担があります。
- ▶農家ごとの被害(共済金の支払い)状況に応じて、掛金率の高低を段階的に設定する危険段階別共済掛金率を導入しています。

◎死亡廃用共済の期末調整

死亡廃用共済は責任期間中の飼養見込みで加入するため、責任期間の満了後に飼養実績を基に共済掛金と共済金の支払限度額を再度算定し、差額を請求または支払います。



◎共済金(補償金)

●死傷事故

共済金 = (事故家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額等) × 補償割合

- ▶過去3年間の被害率が適用除外基準率を超えた農家には、支払限度額が適用されます。引受時の共済金額に支払限度率を乗じた金額が支払限度額となり、加入の単位ごとに1頭目の事故や特定の事故を除いて、その額を超えてのお支払いはできません。

●病傷事故

共済金の累計が共済金額を超えるまでは、初診料を含めた診療費の9割を補償*します。なお、診療費とは疾病や傷害によって通常必要とされる診療行為によるもので、国の給付基準に適合するものです。これに該当しないものは農家負担になります。

※令和2年1月1日以降に共済掛金期間が開始した共済関係に限りです。

◎共済金が支払われない場合

疾病の原因が加入する前に生じていたときや、通常すべき飼養管理を怠ったために事故になったときは、共済金の支払いができない場合があります。

果樹共済

◎加入できる農家

広島県内に住所を有し、うんしゅうみかん、なつみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なしを栽培し、品種、栽培方法等に応じた区分(類区分)ごとの栽培面積が5a(ぶどうのプラスチックハウスは2.5a)以上の農家

▶指定かんきつは、はっさく、ネーブルオレンジ、清見、不知火、はるみ、レモンです。(レモンの収穫共済加入は、災害収入共済方式に限ります)

◎対象となる災害

- 収穫共済
風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(果実の減収または品質の低下を伴うものに限る)
▶特定危険方式は、暴風雨・ひょう害・凍霜害のみが対象になります。
- 樹体共済
同上(樹体の枯死、流失、滅失、埋没または損傷を伴うものに限る)

◎共済責任期間(補償期間)

- 収穫共済
うんしゅうみかん…………… 春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫まで
なつみかん、指定かんきつ… 春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫まで
りんご、ぶどう、なし…………… 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫まで
▶特定危険方式は、発芽期から収穫まで。
- 樹体共済
組合が定める日から1年間

◎引受方式

農家単位で補償する半相殺方式、樹園地ごとで補償する樹園地方式、出荷資料等を基に補償額を算出する災害収入共済方式、農家単位で統計単位地域(県)ごとの統計データを用いて補償する地域インデックス方式があります。

なお、特定危険方式は、令和3年産までの実施となります。

◎共済金額(補償金額)

被害を受けた農家に支払う最高限度額のこと、引受方式ごとに定められています。補償割合は選択できます。

- 収穫共済
半相殺方式…………… 標準収穫金額^{※1}×補償割合(7・6・5割(特定危険方式は8・7・6・5割)で選択)×果実のキログラム当たり価額
樹園地方式…………… 標準収穫金額×補償割合6割(特定危険方式は7割)×果実のキログラム当たり価額
災害収入共済方式…………… 基準生産金額^{※2}×共済限度額割合(8・7・6割で選択)×基準生産金額の4~8割の範囲で選択した金額
地域インデックス方式…………… 標準収穫金額×補償割合(9・8・7割で選択)×果実のキログラム当たり価額

※1 標準収穫金額とは、組合が農家または樹園地ごとに設定する平均的な収穫金額です。

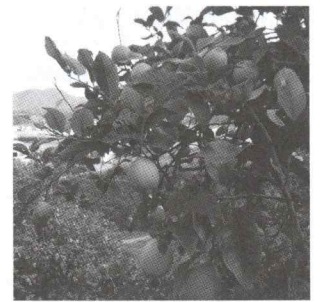
※2 基準生産金額とは、組合が農家ごとに設定する平均的な生産金額です。

- 樹体共済
共済価額の4割から8割の範囲で選択できます。(共済価額は樹齢に応じた評価額)

◎共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別共済掛金率}$$

- ▶掛金の50%を国が負担します。
- ▶農家ごとの被害(共済金の支払い)状況に応じて、掛金率の高低を段階的に設定する危険段階別共済掛金率を導入しています。
- ▶りんご、ぶどう及びなしについて、防災施設(防風ネット等)が設備されていれば、防災施設の種類ごとの割引率を適用して共済掛金率を割り引きます。



◎共済金(補償金)

- 収穫共済
半相殺方式…………… 農家ごとに、被害樹園地の減収量の合計が支払開始損害割合の3・4・5割(選択された補償割合に対応)を超えた場合に、共済金をお支払いします。
半相殺特定危険方式…………… 農家ごとに、被害樹園地の減収量の合計が支払開始損害割合の2・3・4・5割(選択された補償割合に対応)を超えた場合に、共済金をお支払いします。
災害収入共済方式…………… 農家ごとに、減収または品質の低下があり、生産金額が補償割合の2・3・4割(選択された補償割合に対応)を下回った場合に、共済金をお支払いします。
樹園地方式…………… 樹園地ごとに、収穫量が支払開始損害割合の4割を超えて減少した場合に、共済金をお支払いします。
樹園地特定危険方式…………… 樹園地ごとに、収穫量が支払開始損害割合の3割を超えて減少した場合に、共済金をお支払いします。
地域インデックス方式…………… 農家ごとに、統計データによる収穫量が支払開始損害割合の1・2・3割(選択された補償割合に対応)を超えて減少した場合に、共済金をお支払いします。

◆半相殺方式・樹園地方式

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合} \quad (\text{支払割合は損害割合によって決まります})$$

◆災害収入共済方式

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{当年産の生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

$$\text{共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \text{共済限度額割合}$$

- 樹体共済
損害額が、10万円または共済価額の1割のいずれかを超過した場合に、共済金をお支払いします。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \text{共済金額} / \text{共済価額}$$

◎損害評価

- 収穫共済
損害評価は、通常収穫期前に行い、損害評価員等が現地を調査します。被害申告をしなければ損害評価はできませんので、被害の申告は必ずしてください。
- 樹体共済
共済責任期間終了前に被害を受けた園地ごとに、損害程度別に損害本数の現地調査を行います。なお、損害が判然としている場合または損害を受けた果樹が伐倒される場合には、災害発生後適当な時期に行います。

◎共済金が支払われない場合

事実と異なる通知をしたときや、被害発生時に組合への通知を怠り、損害評価前に収穫してしまったとき等は共済金の支払対象にならない場合があります。

また、通常すべき栽培管理や防除がされていないものは、損害として認められない場合(分割評価)があります。

畑作物共済

◎加入できる農家

広島県内に住所を有し、実取り大豆(白大豆・黒大豆(丹波黒以外))をそれぞれ5a以上栽培している農家

▶枝豆等未成熟で収穫するものは対象外です。

◎対象となる災害

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害、鳥獣害

▶肥培管理不足による減収は、対象になりません。

◎引受方式

耕地ごとで補償する一筆方式、農家単位で補償する半相殺方式、全相殺方式並びに農家単位で統計単位地域(市町)ごとの統計データを用いて補償する地域インデックス方式があります。

なお、一筆方式については、令和3年産までの実施となります。また、全相殺方式については、一定の加入要件があります。

◎共済責任期間(補償期間)

発芽期(移植をする場合は移植期)から収穫までです。

▶この場合の収穫とは、適期に刈り取って耕地から搬出することです。



◎共済金額(補償金額)

被害を受けた農家に支払う最高限度額のことで、引受方式ごとに定められています。補償割合は農家が選択できます。

- 一筆方式
耕地ごとの基準収穫量の合計×補償割合(7割)×単位当たり共済金額
- 半相殺方式
農家ごとの基準収穫量×補償割合(8・7・6割で選択)×単位当たり共済金額
- 全相殺方式
農家ごとの基準収穫量×補償割合(9・8・7割で選択)×単位当たり共済金額
- 地域インデックス方式
農家ごと及び統計単位地域ごとの基準収穫量の合計(基準単収×耕作面積)×補償割合(9・8・7割で選択)×単位当たり共済金額

◎共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別共済掛金率}$$

- ▶掛金の55%を国が負担します。
- ▶農家ごとの被害(共済金の支払い)状況に応じて、掛金率の高低を段階的に設定する危険段階別共済掛金率を導入しています。

◎共済金(補償金)

- 一筆方式
被害耕地ごとの減収量が、基準収穫量の3割を超える被害がある場合に、共済金をお支払いします。
- 半相殺方式
農家ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2・3・4割(選択された補償割合に対応)を超えた場合に、共済金をお支払いします。
- 全相殺方式
農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫量の1・2・3割(選択された補償割合に対応)を超えた場合に、共済金をお支払いします。
- 地域インデックス方式
農家ごとに、統計単位地域ごとの収穫量が基準収穫量の1・2・3割(選択された補償割合に対応)を超えて減少した場合に、共済金をお支払いします。

$$\text{共済金} = \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

▶共済減収量 = 引受収量 - 収穫量

◎損害評価

損害評価はそれぞれ次の通り行います。また、被害申告をしなければ損害評価はできませんので、被害の申告は必ずしてください。

- 一筆方式・半相殺方式
損害評価員等が現地で収穫量を調査します。
▶現地調査は通常収穫時期に行います。
- 全相殺方式
JA等への搬入資料、青色申告資料等から収穫量を調査します。
- 地域インデックス方式
統計データから収穫量を調査します。

◎共済金が支払われない場合

事実と異なる通知をしたときや、被害発生時に組合への通知を怠り、損害評価前に刈り取ってしまったとき等は共済金の支払対象にならない場合があります。

また、通常すべき栽培管理や防除がされていないものは、損害として認められない場合(分割評価)があります。

園芸施設共済

◎加入できる農家

広島県内に住所を有し、所有または管理する特定園芸施設の設置面積の合計が1a(ガラス室は0.5a)以上の農家

▶1a当たりの再建築価額が3万円以上の園芸施設であることが条件です。

◎対象となる災害

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、破裂及び爆発、車両の衝突・接触、航空機の墜落・航空機からの物体の落下、鳥獣害、病虫害

▶施設内農作物の損害では、単独で発生した病虫害は防除の難易度によって3割～7割の範囲で、分割評価します。

加入できるもの

①特定園芸施設(園芸施設本体)

農作物を栽培するためのガラス室、プラスチックハウス(全面被覆)、屋根面のみがビニール等で被覆されている雨よけハウス、防虫及び防鳥等を目的とする多目的ネットハウスが対象です。

②附带施設

農作物の栽培のために使用されている温湿度調節施設や換気施設、養液栽培施設等が加入できます。

③施設内農作物

施設内で栽培されている標準生育日数等が設定された野菜・花きなどの農作物が加入できます。(施設内農作物には、病虫害事故除外方式があります)

④撤去費用

倒壊した施設本体の後片付けに係る撤去費用の補償を付加できます。

⑤復旧費用

被害を受けた施設本体及び附带施設について、復旧するための人件費・材料費などに係る復旧費用の補償を付加できます。(被覆材は撤去費用、復旧費用の対象とはなりません)

(1)特定園芸施設の加入に併せて附带施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用も加入することができます。複数の棟を所有している場合、全棟加入する必要があります。

▶耐用年数の2.5倍を経過した施設は、全棟加入の対象から除外できます。

(2)小損害不てん補(共済金の支払対象となる損害額の基準)の額を、「3万円(もしくは共済価額の5%)」、「10万円」、「20万円」、「50万円」、「100万円」から棟ごとに選択できます。小損害不てん補の額を大きくするほど、掛金は少なくなります。

▶「10万円」もしくは「20万円」を選択したとき、共済価額が選択した金額に満たない施設は、全棟加入の対象から除外されます。

◎共済責任期間(補償期間)

共済掛金納入日の翌日から1年間です。

(被覆材を撤去する未被覆期間も骨材等が補償されます)

▶継続の場合は、共済責任期間終了日の翌日から1年間です。

▶未被覆期間中の施設内農作物は、補償の対象になりません。

◎共済金額(補償金額)

共済金額 = 共済価額 × 選択した補償割合(4割～8割)

施設等の共済価額(時価額)の4割～8割(補償割合)の範囲で農家が選択します。被害を受けた施設等に対して支払う最高限度額のこと、1棟ごとに計算します。

増改築や設備の追加等を行った場合、責任期間中の契約を終了し、再算定した共済価額で加入することができます。

◎共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

▶復旧費用に係るものを除き、掛金の50%を国が負担します。

▶共済掛金は、本体・附带施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用ごとの共済金額に、被覆期間、未被覆期間ごとの掛金率を掛けて計算します。(施設内農作物は被覆期間のみ)

▶農家ごとの被害(共済金の支払い)状況に応じて掛金率の高低を段階的に設定する危険段階別共済掛金率を導入しています。

▶国が掛金の1/2を負担するのは、農家ごとに共済金額の合計金額が1億6,000万円までです。

◎共済金(補償金)

共済金 = 損害額 × 共済金額 / 共済価額

共済事故で損害が発生したとき、共済金をお支払いします。

●全損の場合

引受けした施設等の共済金額をお支払いします。

●分損の場合

損害額が加入時に選択した小損害不てん補の額を超える場合に共済金をお支払いします。

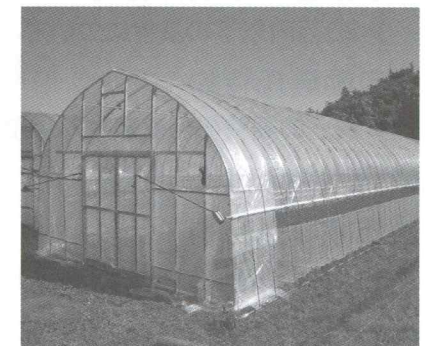
●撤去費用の場合

撤去に要した金額が100万円を超えた場合、または損害の割合(被覆材を除く)が50%(ガラス室は35%)を超える場合に共済金をお支払いします。

▶撤去費用・復旧費用の請求には、事故日から1年以内に領収書等の提出と作業(復旧・撤去)の完了確認が必須となり、施設等の損害の割合に応じてお支払いします。

◎共済金が支払われない場合

- 設備の故障及び老朽化によるもの
- 降霜害、生理障害、葉害などによる施設内農作物の被害
- 部材そのものに損害がない場合(ビニールのめくれ、ずり落ちなど)
- 選択した小損害不てん補の額を超えない被害の場合
- 通知なく、加入申込書に記載した内容を変更した場合
- ▶被覆期間の変更など、申込み内容に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。



建物の共済

◎加入できるもの

広島県内に住所を有し、農業に従事している方(法人などを含む)が所有または管理する住宅・納屋・農作業場・畜舎・倉庫など

- 建物(電気・ガス・水道・冷暖房設備などの付属設備を含む)
- 建物に付属する門、垣、塀などの工作物
- 建物内に収容されている家具類及び農機具

◎対象となる災害

●火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下飛来等、給排水設備の事故による水濡れ、盗難によるき損・汚損、騒乱による破壊損害

●総合共済

火災共済の対象となる事故の他に、風水害、雪害、地震などの自然災害

▶加入できる建物に制限があります。

◎責任期間(補償期間)

共済掛金納入日の午後4時から1年間です。

▶継続の場合は、共済責任期間満了日の午後4時から1年間です。

◎共済金額(補償金額)

建物1棟ごとに家具類等を含めて5万円以上で再取得価額までです。

〈1棟当たりの加入限度額〉

- 火災共済：6,000万円まで
- 総合共済：4,000万円まで

▶同一建物への火災共済と総合共済の加入は1億円が限度です。

◎特約

加入時に、特約を付けることができます。

- 新価特約
- 臨時費用担保特約
 - ▶損害に伴い臨時に発生する費用等を補います。給付割合は10%、20%、30%から選択します。
- 小損害実損填補特約
 - ▶30万円以下の損害について、その実損額をお支払いします。
- 自動継続特約
 - ▶同一の契約内容で最大10年まで更新できます。
- 費用共済金不担保特約
- 継続申込特約
- 共済掛金等分割払特約
- 収容農産物補償特約



◎共済掛金(1年間)

構造区分	共済金額	火災共済				総合共済			
		万円 500	万円 1,000	万円 3,000	万円 6,000	万円 500	万円 1,000	万円 2,000	万円 4,000
普通物件	一般造	円 4,350 (3,700)	円 8,700 (7,400)	円 26,100 (22,200)	円 52,200 (44,400)	円 15,850 (14,000)	円 31,700 (28,000)	円 63,400 (56,000)	円 126,800 (112,000)
	耐火造B	円 2,650 (2,250)	円 5,300 (4,500)	円 15,900 (13,500)	円 31,800 (27,000)	円 14,400 (12,800)	円 28,800 (25,600)	円 57,600 (51,200)	円 115,200 (102,400)
	耐火造A	円 1,450 (1,250)	円 2,900 (2,500)	円 8,700 (7,500)	円 17,400 (15,000)	円 13,400 (11,950)	円 26,800 (23,900)	円 53,600 (47,800)	円 107,200 (95,600)

上段が臨時費用担保特約付き(30%選択時)掛金、下段()が臨時費用担保特約なしの掛金

◎お支払い例

火災や落雷事故に遭ったら ~火災共済・総合共済

再取得価額2,000万円で、住宅に50万円の損害(分損)が発生した場合

加入が2,000万円の場合 支払共済金500,000円

加入が1,000万円の場合 支払共済金312,500円

臨時費用担保特約(30%)を付けると

特約30%部分

加入が2,000万円の場合 支払共済金650,000円(500,000円+150,000円)

加入が1,000万円の場合 支払共済金406,250円(312,500円+93,750円)

大雪・台風などの自然災害に遭ったら(地震・噴火・津波を除く) ~総合共済のみ

再取得価額2,000万円で、住宅に50万円の損害(分損)*が発生した場合

加入が2,000万円の場合 支払共済金490,000円

加入が1,000万円の場合 支払共済金245,000円

*損害額から再取得価額の5%または1万円のいずれか小さい額を差し引きます。

臨時費用担保特約(30%)を付けると

特約30%部分

加入が2,000万円の場合 支払共済金637,000円(490,000円+147,000円)

加入が1,000万円の場合 支払共済金318,500円(245,000円+73,500円)

◎共済金が支払われない場合

- 被害発生時に組合への通知を怠り、故意もしくは重大な過失による不実の通知や、損害調査を妨害した場合
- 加入者と同じ世帯に属する親族の故意で生じた損害の場合
- 事故通知の前に損害箇所を修繕された場合
- 経年劣化が原因で発生した損害の場合
- 損害発生当時の状況、損傷程度が確認できない場合
- 共済金の請求手続きを行使することができる日から3年間行使しない場合

▶事故が発生した場合は、速やかに最寄りの支所等へご連絡ください。

農機具共済

◎加入できるもの

広島県内に住所を有し、農業に従事している方(法人などを含む)が所有または管理する農機具(トラクター、コンバイン、田植機など)

◎対象となる災害

損害共済

- 火災共済…格納中に生じた以下の事故
 - ①火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難、鳥獣害
 - ②台風、土砂崩れ、雪害などの自然災害(地震、噴火、津波を除く)
- 総合共済…火災共済の対象事故(①、②)に加え、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みなど農作業中の事故
- 更新共済…上記総合共済の補償に加え、経年減価による価値の減少を補償

◎責任期間(補償期間)

- 損害共済…共済掛金納入日の午後4時から1年間
 - ▶継続の場合は、共済責任期間満了日の午後4時から1年間
- 更新共済…共済掛金納入日の午後4時から(3年～7年間)

◎加入金額(補償金額)

1台あたり5万円以上で新調達価額(新品価格)までです。(1,000万円限度)

◎特約

加入時に、特約を付けることができます。

- 臨時費用担保特約
- 付保割合条件付実損填補特約
- 自動継続特約
- 地震等担保特約
- 継続申込特約
- 共済掛金等分割払特約

◎共済掛金(1年間)

加入金額	万円 50	万円 100	万円 200	万円 300	万円 500	万円 1,000
総合共済 (臨時費用担保特約付き)	円 2,250	円 4,500	円 9,000	円 13,500	円 22,500	円 45,000
火災共済(特約なし)	850	1,700	3,400	5,100	8,500	17,000

▶「無事故割引・有事故割増」制度を導入しています。



◎お支払い例(臨時費用担保特約付き)

接触・衝突などの事故が発生したら ~総合共済のみ

新調達価額200万円で、50万円の損害(分損)が発生した場合

特約部分

加入が200万円の場合	支払共済金440,000円(400,000円+40,000円)
加入が100万円の場合	支払共済金220,000円(200,000円+20,000円)

▶格納中以外の事故については、20%の免責があります。
(50万円×20%=10万円を損害額から差し引きます)

火災・盗難などの事故が発生したら ~火災共済・総合共済

新調達価額200万円で、200万円の損害(全損)が発生した場合

特約部分

加入が200万円の場合	支払共済金2,200,000円(2,000,000円+200,000円)
加入が100万円の場合	支払共済金1,100,000円(1,000,000円+100,000円)

▶納屋などに格納中に発生した場合のお支払い例です。
格納中以外の事故については、20%の免責があります。

◎共済金が支払われない場合

- 事故発生時に組合への通知を怠り、故意もしくは重大な過失による不実の通知や、損害調査を妨害した場合
 - 事故通知の前に損害箇所を修理された場合
 - 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害の場合
 - 農作業以外で使用していたときに生じた損害の場合
 - 故障、摩滅、腐食、サビなどの自然消耗の損害の場合
 - タイヤ、ベルト、クローラ、刈刃など消耗部品だけに生じた損害の場合
 - 地震などによって生じた損害の場合(ただし、地震等担保特約を付したときを除く)
 - 共済金の請求手続きを行使することができる日から3年間行使しない場合
- ▶事故が発生した場合は、速やかに最寄りの支所等へご連絡ください。



収入保険事業の概要

収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります

<p>自然災害や鳥獣害などで 収量が下がった</p> 	<p>災害で 作付不能になった</p> 	<p>市場価格が下がった</p> 
<p>盗難や運搬中の 事故に遭った</p> 	<p>ケガや病気で 収穫ができない</p> 	<p>取引先が倒産した</p> 
<p>倉庫が浸水して 売り物にならない</p> 	<p>輸出したが 為替変動で大損した</p> 	<p>他にも、経営努力では 避けられない 収入減少を幅広く補償</p> <p>※新型コロナウイルスの 影響による収入減少も 補償の対象となります。</p>

収入保険の主なポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下の他、農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補償します。
- 農業者ごとに基準収入の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補てんします。
(例えば、基準収入が1,000万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大810万円まで補償します)
- 保険料、事務費には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- 損害が大きく、資金が必要な方は、無利子の「つなぎ融資」を申請できます。
- 農産物の販売収入が半減することは想定しづらい複合経営の方の要望を踏まえ、発動基準(基準収入の9割)は変えずに、受取る保険金の額を、過去の収入減少の実態を踏まえて小さくすることで、保険料が最大で約4割安くなるタイプを準備しています。

加入できる農業者(保険資格者)

加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

※現金主義の特例による青色申告は、該当しません。

▶ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度、加工原料乳生産者安定対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

補てんの対象となる収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。簡易な加工品(精米、もちなど)や一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)も含まれます。

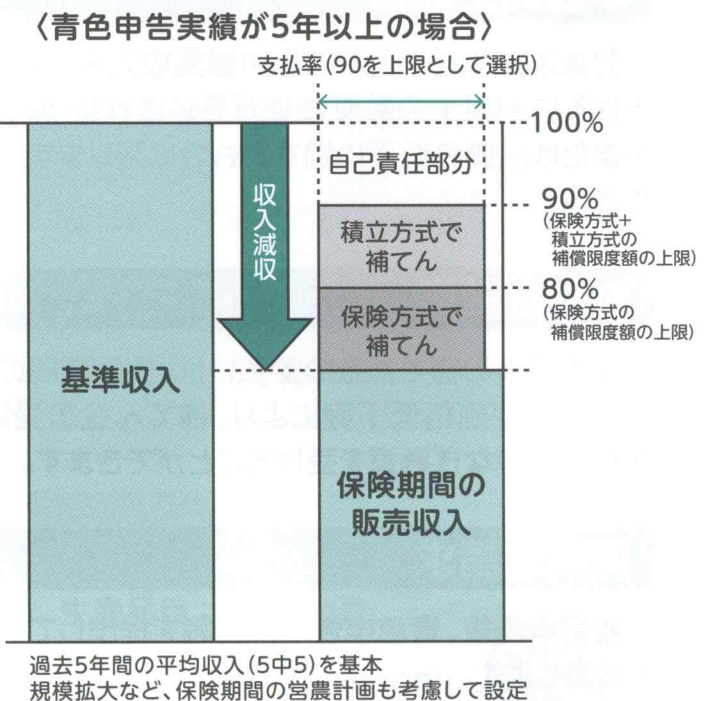
ただし、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象となるため除きます。

補てんの仕組み

基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とします。経営規模が拡大や縮小した場合には、基準収入を上方または下方修正します。

保険期間の収入が、基準収入の9割(選択した補償限度割合:最大9割)を下回った場合に、下回った額の9割(選択した支払率:最大9割)を特約補てん金と保険金で補てんします。

補てん方式は、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとならない積立方式(特約補てん金)」の組み合わせを基本とします。積立方式への加入は、選択することができます。



農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)

保険料は掛捨てになりますが、50%の国庫補助があります。保険金の受取りがなければ、損害率に応じて保険料率が下がっていきます。

積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

◎基準収入1,000万円で保険方式80%と積立方式10%で加入した場合

- 初年度の保険料等32.5万円
- 掛捨ての保険料7.8万円(保険料率1.08%)
- 掛捨てではない積立金22.5万円
- 事務費2.2万円

▶ 保険方式のみで加入した場合、初年度の保険料等は9.8万円です。

保険期間

経営形態	税の収入算定期間
個人	1月1日から12月31日までの1年間
法人	当該法人の事業年度の1年間

保険期間中には、農作業日誌、農産物の種類等ごとの販売に関する帳簿(販売金額、販売数量、事業消費数量等)を必ず記帳してください。

営農計画の変更

保険期間開始後に作付けを中止する場合は、遅延なく組合まで連絡してください。また、保険期間中に作付けする対象農産物等の種類、栽培面積、見込収穫数量等に変更がある場合は、1カ月以内に組合まで連絡してください。

事故発生通知

対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が、見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる(1割以上の数量減少が見込まれる)事由(対象農産物等の収穫量もしくは出荷量の減少または品質の低下に関するものに限り)が生じた場合には、遅滞なく組合に連絡してください。

つなぎ融資

収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

保険金請求

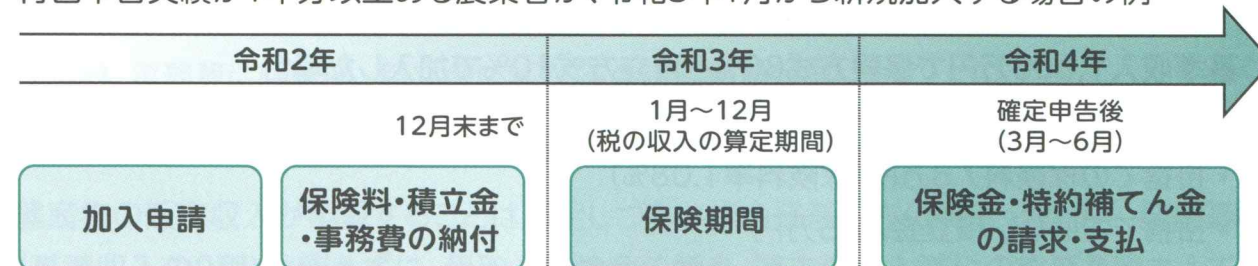
確定申告後、青色申告決算書等を提出していただき、農産物等の種類ごとの農業収入金額を計算します。

計算した農業収入金額が、農業者の経営努力では避けられない事由で基準収入金額の9割を下回る場合は、保険金請求の手続きを行います。NOSAI全国連の審査後に、保険金、特約補てん金が支払われます。

※加入時の設定割合により異なります。

加入・支払い等のスケジュール(個人の場合)

青色申告実績が1年以上ある農業者が、令和3年1月から新規加入する場合の例



※保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)

収入保険Q&A

Q 収入保険に加入した場合、
保険料等は経費で計上できますか。

A 保険料及び事務費は、個人の場合は必要経費、法人の場合は損金に計上します。
会計上は、損益計算書の経費欄に「農業共済掛金」として計上します。
積立金は、預け金として取り扱われ、課税関係は生じません。

Q 保険金を受け取った場合は、
収入に計上する必要がありますか。

A 保険金は、「収入保険補填収入」として保険期間の雑収入に計上します。
保険金等の見積額は、個人の場合、損益計算書の収入金額欄の雑収入、貸借対照表の資産の部の未収金に計上します。
法人の場合は損益計算書の特別利益に計上するとともに、貸借対照表の資産の部の未収金に計上します。
積立方式の特約補てん金のうち、加入者の積立金は、預け金として取り扱われ、課税関係は生じません。国庫補助相当分は保険金と同じ扱いです。

加入者の声

生產品目：花き(キク)

経営体：個人



収入変動の備えとして

花きは市場価格の影響を受けやすく、出荷するタイミングで、収入が大きく変動します。以前、出荷最盛期に大きく価格が下がり、数万本の出荷を断念しました。そうした経験から収入変動に備える手段はないかと思っていたところ、収入保険を知り納得するまで説明してもらいました。

規模拡大した部分も補償がある収入保険で収入減のリスクに備え、5年後には栽培面積の2倍増を目指しています。

生產品目：水稻、大豆、
ばれいしょ
(種子用・加工用)

経営体：農事組合法人



多発する災害から集落法人を守るために

収入保険へ加入したのは、近年多発する災害へ備えるためです。大きな災害が発生した場合でも基準となる収入の9割に対しては補償されるため、従来の制度より安定して法人の運営が行えます。気候変動が激しい今、収入保険の加入が集落法人を守ることに繋がると考えます。

今後、園芸施設での野菜栽培等も検討しているので、新しく始める事業の補償も受けられるのも魅力です。

損害防止事業(主な取り組み)

災害が発生したときに損害を補償するだけでなく、損害の未然防止という観点から、さまざまな損害の未然防止活動を実施しています。

農作物・果樹共済

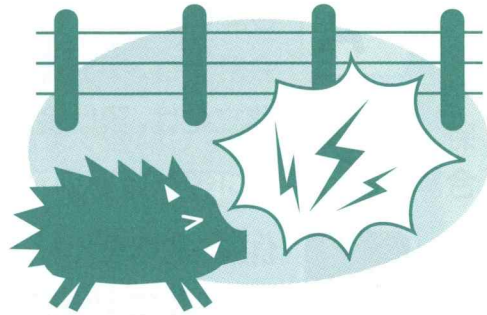
◎獣害対策

加入耕地への獣害を未然に防止するため、新規に設置した捕獲柵や電気柵などの侵入防止施設に対し、資材費の一部を助成しています。対象は農作物共済、果樹共済、収入保険(農作物共済または果樹共済から移行した作物を栽培する耕地が対象)に加入されている組合員または組合員で構成された集団等です。

また、防護対策情報を提供しています。

侵入防止資材として「防護ネット(中古のり網)」を斡旋しています。

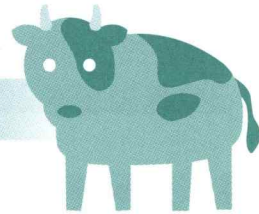
▶ 獣害対策等の助成金申請用紙はホームページからダウンロードできます。



果樹共済

◎薬剤費の一部助成等

常緑果樹の病害虫対策として防除薬剤費の一部を助成しています。落葉果樹の損害防止対策として資材を配布しています。



家畜共済

◎特定損害防止事業

国が経費の6割を負担し、疾病に対する予防措置を実施しています。

対象疾病	対象家畜
運動器疾患	乳用牛・肉用牛
乳房炎・周産期疾患	乳用牛

◎一般損害防止事業

- 家畜臨床研修所、家畜診療所において、牛の血液検査などによる飼養管理指導及び金属異物性疾患の予防のための磁石の投与などを行っています。
- 疾病予防のための畜舎消毒などの実施並びに運動器疾患予防のため、牛の削蹄料の一部助成などを行っています。

NOSAIのコンプライアンス

NOSAIは国の経営安定対策である農業保険の制度の実施主体として、その社会的信頼を損なうことのないよう、法令等の遵守を徹底することが強く求められています。そのためコンプライアンス態勢の維持・管理や内部けん制機能の充実・強化などを図り、健全かつ適正な事業運営に取り組んでいます。

(組合コンプライアンス基本方針より)

個人情報の取り扱いについて

ご加入者の氏名・住所・電話番号など、大切な個人情報が記載されている加入申込書や加入証券などの書類は、慎重に取り扱っています。個人情報保護方針、勧誘方針を組合ホームページに掲載しています。

共済掛金等の口座振替について

共済掛金等の納入につきましては、口座振替をお願いしています。

口座振替の手続きは、最寄りのNOSAIへ連絡をお願いします。現在、振替できる金融機関は、JA・ゆうちょ銀行・その他県内に本店がある銀行などです。

- ▶ 共済掛金等をやむを得ず現金で納入される場合は、「共済掛金等領収書」を発行するとともに、後日、加入内容などについて、直接ご加入者へ確認させていただきます。

共済掛金等領収書

情報ネットワーク

NOSAIと農家・組合員との信頼のきずなづくりや、全ての農家に「備え」の種を届けるため、農業経営に役立つ技術や情報などを提供する広報活動を積極的に展開しています。

〈農業共済新聞〉

農業共済新聞は、毎週水曜日にお届けするNOSAI団体の機関紙です。

農業保険制度の仕組みや内容の紹介はもとより、農政、営農技術、暮らし、農産物流通、農業資材など幅広い分野を網羅した紙面を通じて、農家の営農と暮らしに役立つ情報を提供しています。

- 年間購読料 5,520円
(お申し込みは最寄りの支所等へ)



〈組合広報紙〉

NOSAI広島では、安心と信頼を身近に感じていただくため、組合員の皆様に広報紙をお届けしています。組合の情報や身近な地域の話が満載です。



〈ホームページ〉

NOSAI広島の事業運営などについて情報発信しています。



NOSAI 広島

検索

(<http://www.nosai-hiroshima.or.jp/>)

クリック!

NOSAI広島ネットワーク

(2020年4月1日現在)



安心のネットワーク

NOSAI 広島 (広島県農業共済組合)

事務所	所在地	TEL
◇ 本所	広島市東区光町1-2-23 NOSAI広島ビル	082-262-4711
■ 広島支所	広島市東区光町1-2-23 NOSAI広島ビル(6F)	082-261-1112
● 廿日市出張所	廿日市市本町10-14	0829-32-5121
■ 北広島支所	山県郡北広島町春木462-1	0826-72-3107
■ 東広島支所	東広島市高屋町稲木283-1	082-434-4337
● 江田島連絡所	江田島市能美町中町3368-24	0823-45-2019
■ 世羅支所	世羅郡世羅町大字西上原118-2	0847-22-0317
■ 福山支所	福山市駅家町大字下山守546-10	084-970-1620
■ 三次支所	三次市和知町360-5	0824-66-3111

□ 家畜診療所等

- 家畜臨床研修所
(東広島市高屋町稲木284-1)
082-434-4304
- 東広島家畜診療所
(東広島市高屋町稲木284-1)
082-434-4360
- 北広島家畜診療所
(山県郡北広島町春木461-1)
0826-72-2128
- 府中家畜診療所
(府中市上下町深江396-1)
0847-62-3207
- 庄原家畜診療所
(庄原市西本町2-21-20)
0824-72-8056
- 三次家畜診療所
(三次市十日市東3-6-36)
0824-63-6940